

○総務省告示第三百三十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録した一般社団法人タコヤキから住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月二十一日

総務大臣 金子 恭之

一 登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江 ゲイトビル四階	大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江 ゲイトビル十階

二 変更年月日

令和四年四月十八日